

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	a	a	b	a

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関拠出金	
2 拠出先の名称	
国連女性機関 (UN Women)	
3 拠出先の概要	
2011 年1月設立。女性のエンパワメント、ジェンダー平等の達成を目的とする唯一の国連機関。2010 年7月の国連総会において、国連婦人開発基金 (UNIFEM) 等既存の4機関を統合して国連女性機関 (UN Women) を設立。加盟国数は 193 か国。本部はニューヨーク (米国)。 優先的活動分野は、①女性のリーダーシップと政治参画、②女性の経済的エンパワメント、③女性と女兒に対する暴力の根絶、④ガバナンス・国家計画と女性、⑤SDGs と女性等。	
4 (1) 本件拠出の概要	
国連女性機関の主な役割は、①世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力、②国連女性の地位委員会を始めとする政府間交渉による政策・規範の策定支援、③国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整であり、本件拠出はこれらの取組の実施及び同機関の運営経費に充てられる。女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワメント、女性に対する暴力撤廃、平和構築・安全保障・人道的対応における女性のリーダーシップ促進、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築に貢献することを目標とし、日本の重視する人間の安全保障にも合致。さらに、本件拠出は国連女性機関日本事務所の活動経費にも充てられており、日本政府のジェンダー平等促進の取組を世界に対して発信する活動に加え、ジェンダー平等実現に向けた日本国民の啓発にも貢献している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 420,324 千円 国連女性機関の 2020 年度 (2020 年 12 月末時点のもの) の会計報告は、2021 年夏頃を目途に公表される予定であるが、2019 年度会計報告によると、2019 年 12 月末時点の国連女性機関の収入額は5億 2740.2 万米ドル。日本の令和元年度のコア拠出は 427,700 千円であり、収入全体のうち 0.7% となり、コア拠出のみの順位としては世界 14 位となっている。なお、補正予算によるプロジェクト・ベースの拠出を含めると、2019 年の拠出額は米貨で 17,650,851 米ドルとなり、世界7位である (出典：国連女性機関年次報告書)。	
令和3年度当初予算額 392,048 千円 	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平安と安定に対する取組」、「個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進」、「測定指標8-1 女性の権利の保護・促進」の下に設定された中期目標「女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、日本が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、日本のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る」ことを達成するための手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 176～181 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。) 811/800→字数オーバーのため若干修正→792/800

男女共同参画社会の実現は、日本国内の優先課題の一つであると同時に、外交課題でもあり、ODA の基本方針である「開発協力大綱」(平成 27 年2月閣議決定)とも一致している。また、令和2年 12 月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、具体的な取組の1つとして国連女性機関との連携強化を積極的に図ることが明記されている。

ジェンダー分野における唯一の国連機関である国連女性機関に提出し、その取組を支援することは、日本政府としての国内外のジェンダー問題への対応方針に一貫性を持たせ、国際社会において説明責任を果たしつつ、ジェンダー分野における日本政府のリーダーシップを国際社会に示す上で不可欠。

国連女性機関への支援を通じて世界の女性の活躍を後押しすることで、日本の「SDGs モデル」の3本柱の一つである「次世代・女性のエンパワーメント」に貢献することが期待できる。

また、日本は人間の安全保障の理念を踏まえて、「誰一人取り残さない」よう支援することを重視しているが、国連女性機関は、農村の女性や国内避難民等、周縁化された女性などに対する職業訓練などの事業を実施しており、日本の政策を実現させる上で貢献している。

日本からの提出金の一部が活用されている日本事務所は、大学や高校等においてワークショップを実施するほか、日本企業等との連携による日本国民向けの啓発活動を積極的に実施。同機関への支援により、国外のみならず、日本国内のジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に寄与することができる。

日本政府主催の国際女性会議 WAW!において、国連女性機関からは毎回、事務局長・次長等が参加。さらに、令和3年3月に外務省が開催したウェビナーにおいても、同機関事務局次長がビデオメッセージを寄せたほか、パネリストやモデレーターとして幹部が参加するなど、日本の政策推進及び対外発信に大きく貢献している。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は国連女性機関の設立以来、最高意思決定機関である執行理事会(41 か国で構成)の理事国に継続して選出されており、2019 年5月には4選を果たし(任期 2020 年1月～2022 年 12 月)、その意思決定プロセスにおけるプレゼンスは高い。

1-3 提出先との間での要人往来、政策対話等

・2019 年7月、外務省招へいにより訪日したムランボ＝ヌカ事務局長が河野太郎外務大臣を表敬。ジェンダー問題への取組を主導する機関としてイニシアティブを発揮している国連女性機関との間で政策協議の立ち上げにつき合意した他、更なる連携強化について同意した。この結果、2019 年9月に第一回政策対話が開催される運びとなった。

・2020年1月には尾身朝子外務大臣政務官が訪米した際、ムランボ＝ヌクカ事務局長と意見交換を実施。女性のエンパワメントに向けた日本政府と国連女性機関との協力について議論し、国際女性会議 WAW!等の成功に向けて引き続き協力することを確認した。 ・ムランボ＝ヌクカ事務局長、バティア事務局次長と外務省総合外交政策局長との間で政策協議を年一回実施（2019年9月、2020年11月）。国内外のジェンダー平等の実現と女性のエンパワメントの促進に向けての協力・連携を確認するとともに、今後の邦人職員の増強等についても意見交換が行われた。 ・評価対象期間外であるが、2018年6月に就任したレグネール事務局次長は、初めての外国訪問先に日本を選定。同年6月に訪日し、堀井学外務大臣政務官を表敬し、国連女性機関との引き続きの連携強化を確認した。また、2019年3月にはナシリ・アジア太平洋地域事務所長が国際女性会議 WAW!に参加するため来日し、安部昭恵総理大臣夫人や外務省幹部と面会。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
・国連女性機関日本事務所は、2015年の設置以降、ジェンダー平等を推進する様々な啓発活動を以下のとおり実施。（日本の高校・大学との協力） ・2017年から3年間で全国各地の70校の高校、7大学において1,700名以上を対象としたジェンダー平等に関するワークショップ等を実施したほか、上智大学、東京大学、一橋大学、ICU、名古屋大学等で女性のエンパワメントの観点からの国際協力やキャリア構築に関するイベントを開催。 （企業との協力） ・広告やメディアにおけるジェンダー平等実現と相反する固定観念の撤廃を目指す「アンステレオタイプ・アライアンス」の日本支部を、日本アドバタイザーズ協会（JAA）と日本経済新聞社と協力して2020年5月に設立。日本国内において広報・啓発活動を実施。現在12社が参加。 ・2019年4月、株式会社ファーストリテイリングとの企業連携協定を締結し、途上国の女性の支援に資する共同事業を開始。同社の主要生産拠点であるバングラデシュの取引先工場を対象に能力向上プログラムを開発、展開し、工場で働く女性がより活躍できる環境の創出構築を通じ女性のエンパワメントに貢献している。 （公益法人との協力） ・2019年10月、公益社団法人日本青年会議所（JCI）と全国レベルでジェンダー平等を推進する覚書を締結し、日本国内の更なるジェンダー平等の推進を目指すべく、持続可能な開発目標（SDGs）を通じたジェンダー平等推進に関する協力を開始。 （自治体との協力） ・山梨県、愛知県、兵庫県、静岡市、文京区等の地方自治体と、イベント開催等の各種連携も進めている。 （NGOとの協力） ・トルコにおいて特定非営利活動法人 REALs と暴力の予防に係る共同事業を、ケニアでは特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと女性支援センターの開設等で連携。また、日本国内においては公益財団法人ジョイセフ主催の30歳以下の若者を対象としたプロジェクト「#男女共同参画ってなんですか」に参画。
1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
日本の中期的な外交政策目標は1-1(1)のとおりであるが、女性のエンパワメント、ジェンダー平等の実現を目的とし、かつ、専門分野とする唯一の国連機関である国連女性機関に対して拠出を行い、同機関の取組を支援することは、以下に挙げるように、そうした日本政府としての国内外のジェンダー問題への対応方針に一貫性を持たせ、国際社会において説明責任を果たしつつ、ジェンダー問題における日本政府のリーダーシップを国際社会に示すという外交政策目標を達成する上で重要な役割を果たしてきたと評価できる。

国連女性機関は、2011年の設立以来、独自の調査・分析結果や豊富な知見と経験に基づいて、きめの細かい、かつ、ジェンダーに配慮した多数のプロジェクトを実施。特に女性の権利保護や向上のため、女性のみを対象とした啓発活動を行うのではなく、男性も巻き込むことで社会全体の意識改革を行う手法は、同機関ならではのものであり、着実な変化が見られている。

また、非識字者を含む女性たちが確実に生計手段を得るために効果的な職業訓練を実施する手法や、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性たちへの対応、ジェンダーに基づく暴力の予防等は、同機関の豊富な経験に基づいた強みであり、例えば、コロナ禍においては、女性たちが縫製技術を修得してマスク生産に携わる等、増加するジェンダーに基づく暴力からの保護についても確実な実績を上げている。

さらに、女性のエンパワーメントとジェンダー平等の推進は、世界各地において現地の状況に基づく現地女性のニーズを踏まえることが必要であるが、同機関は世界各地に地域事務所を構えており、各地の事情に照らした支援の実施を可能としていることも強みであると評価できる。

コロナ禍においては、女性・女児の脆弱性が浮き彫りとなり、既存の不平等を強めることとなったところ、日本は国連事務総長からの提言に応じて、新型コロナウイルス感染症の蔓延からの回復に際して女性をその中心に据える対応を行うこととし、国連女性機関に対して各国に先駆けて新型コロナウイルス感染症対策のための拠出を実施した。右拠出を通じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止事業は、世界各国の女性の権利を守り、経済的支援、生命の健康と安全の確保を目指すものであり、「人間の安全保障」と整合するだけでなく、当該国の治安維持や経済活性化、ひいては国際社会の安定と日本の外交・安全保障に資する支援となっている。

このほか、アフリカや中東、アジア等において、紛争等危機下において脆弱な状況におかれる女性を対象とした職業訓練プロジェクト支援等を実施しているところ、この支援は女性の暴力過激主義への傾倒及びそのことで引き起こされるテロ対策にもつながり、当該地域における安全確保への貢献にも資するものである。

これらの活動を通じて、同機関は、「誰一人取り残さない」との人間の安全保障の考え方に即して、ジェンダーに基づく暴力の防止や女性の経済的エンパワーメント等、周縁化されている女性・女児を重点的に支援するという日本の方針の実現に貢献しているほか、地域の平和と安定にも寄与している。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、国際場裡における様々な議論においてジェンダー平等の重要性が論じられるようになったが、そうした議論の発端となったのは国連女性機関が起草した国連事務総長の政策提言であり、コロナ禍における社会の意識改革に寄与した同機関の貢献は大きい。

このように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進に向けた社会全体の意識改革に資する多岐に亘る活動を国連女性機関は実施しているが、本件拠出は、同機関本部のマネジメント機能をより強化し、日本のジェンダー分野における外交政策目標である1-1(1)の中期目標を達成する上でも有益であり、日本の外交目標に向けて高い貢献をしたと総括できる。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

国連女性機関は、2017年に戦略計画を策定した(2018年～2022年)。同計画では、①ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための包摂的で力強い国際的規範、政策及び基準の作成、②統治システムを女性が指導し、かつ参加し、またそこから平等に利益を得ること、③女性の収入、適切な仕事及び経済的自立の保証、④全ての女性と女児が暴力から自由な生活を送れること、⑤女性と女児が持続可能な平和と社会の強靱性の構築に寄与すること、危機の予防及び人道的な行動からもたらされる利益の平等を得られること、の5つの重点分野を定めている。

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

上記5つの分野の計画に関連し、2019年の国連女性機関の主要な成果は次の通り。

- ① 102 か国で、第4回世界女性会議(1995 年)で採択された「北京宣言」の進捗状況の確認を実施。
- ② 40 か国で、82 を超える女性の経済エンパワメントのための法律を策定。
- ③ 49 か国で、暴力の生存者に対する支援を拡大。
- ④ 世界各国の 15 万人以上の女性たちに法的支援を提供。
- ⑤ 世界各国の 50 万9千人の女性・女児に対して人道支援を実施。

②の関連では、具体的には例えばベトナムにおいて、2年間にわたり独自の調査・分析を実施し、当時の労働法の改正に向けて、説得力のあるデータ(女性の定年退職年齢が男性よりも低いことが、GDP の 1.3%低下に寄与等)とともに格差是正の方法を提案。これにより、2019 年に同国の労働法が大幅に改正され、定年退職年齢のジェンダ一格差縮小や助成の就労禁止の廃止等が定められた。

SDGs との関係では、17 全ての目標と関連するが、目標5(ジェンダー平等)の達成を主目標とし、他に目標4(教育)、目標 10(不平等)、目標 16(平和)の達成に貢献している。

国連女性機関は、国連システム全体の中でジェンダーの調整役として、2018 年以降、セクシャルハラスメント撲滅のための国連内での規範作りとその実行・モニタリングを実施。

また、1995 年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領から 25 周年を迎えるにあたり、2020 年 9 月の国連総会におけるハイレベル会合の開催に向けて、女性団体や NGO などの市民社会の参加を得た会合を開催し、政府機関と市民社会を繋ぎ、社会全体の意識改革に向けた調整を行っている。

国連女性機関は、日本の拠出金によるプロジェクトを実施するに際し、管轄する地域事務所のみならず、ニューヨークの本部事務所や幹部を含む職員に至るまで、SNS やホームページで発信するほか、ウェビナーの開催により啓発活動を行う際にも当該案件が日本の拠出によるものである旨を示し、ジェンダー分野における日本の積極性についてのビジビリティを高めるのに貢献している。なお、国連女性機関日本事務所は日本語版のホームページ及び SNS を有し、日本語での発信事業を行っているが、日本の拠出事業の特集記事を掲載し紹介している。

コロナ禍において、女性や女児の脆弱性が一層浮き彫りになり、ポスト・コロナ時代のよりよい社会づくりのためには女性や女児を中心に据えた政策の実施が不可欠であり、そのためにはジェンダーに配慮したデータ収集が重要とされるようになっていく中で、国連女性機関は、新型コロナウイルスの症例に関する初の国際的な男女別・年齢別データを収集し 125 か国に提供している。

なお、2019 年 6 月の執行理事会において、戦略計画(2018-2021)に掲げられた5つの分野の計画策定とその予算化に重点を置き、107 の国と地域でプログラムを実施。全ての指標におけるプロジェクト達成率は 75%、アウトプット指標の達成率は 86%であり、順調に達成されていることが伺われる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大に伴い、保健サービスや社会保護システムが脆弱な国において、更なる脆弱な立場に置かれる女性(避難民女性、妊娠中や授乳中の女性、女性移民労働者、ジェンダーに基づく暴力の被害者等)が一層厳しい状況に置かれることが予想された。

このため、ジェンダー問題に対する取組の主導と調整を役割としている国連女性機関との連携を強化し、同機関を通じて新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与する支援を行うこととした。

具体的には、新型コロナウイルスの影響を受け脆弱な立場におかれる女性に対して、生計手段の維持、性的暴力からの保護、必要な保健・医療サービスへのアクセスの確保、心理社会的カウンセリング等実施に必要な経費として、約5億円を令和2年度第1次補正予算にて確保し、国連女性機関に拠出した。これまでに以下の成果を挙げている。

- ①インドネシア政府による新型コロナウイルス感染症対応策にジェンダー平等の視点を加えるための技術的支援を実施。
- ②中東地域(イラク・レバノン・パレスチナ)及びアフリカ(ルワンダ、南アフリカ及びケニア)において、ジェンダーに基づく暴力への対応策を強化。3,108 人が裨益。
- ③ 200 人のモルドバ人女性に対して SNS マーケティング等の職業訓練を実施。
- ④ 320 人のキルギス人女性がブランド化とマーケティングの手法を習得。
- ⑤ ケニアの女性と子どもに 57,000 枚のマスクを配布。
- ⑥ エチオピアと南アフリカでは、680 人の女性企業家に対して、コロナ禍における経営手法に関する研修を実施。

日本からの本件拠出金を活用したコロナ対策のためのプロジェクトは、2020 年 11 月時点で 21～35%の事業が完了している。

さらに、令和2年度第3次補正予算でも、感染予防のほか、経済的・社会的影響を受けた女性たちの生計手段の確保、ジェンダーに基づく暴力(オンライン上の暴力を含む)からの保護、心理社会的カウンセリングの実施等に必要な経費として、総額約 14 億円を国連女性機関に拠出した。現在は、延長申請のあった5か国の4案件を含め、31 か国で案件が実施されており、これらを総括的に見る国連女性機関の本部の役割は一層増しているが、そうした中であっても、3-2(3)で述べるとおり、事業実施報告を適切なタイミングで行っている(令和2年度第1次補正予算により実施中の案件の中間報告書は本年4月に受領済。)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1(1) 会計年度	1月から12月
3-1(2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年5月 (日本の 2018 年分) ・ 2020 年5月 (日本の 2019 年分)
3-1(3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年5月頃(日本の 2020 年分)
3-1(4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
・財政状況は毎年公表される。予算関連の内部監査は国連女性機関の独立評価室が行い、また、外部監査は UNDP 監査室 (Office of Audit and Investigations: OAI) が各々行い、報告書が作成される。報告書は日本も理事国を務める執行理事会において確認されている。 ・コア予算の用途について透明化するため、2018 年以降コア予算報告書が作成され公表されている。2019 年のコア予算報告書によれば、全体のコア予算のうち、28%は調整、規範作りの活用及び組織マネジメントに使用され、44%はプロジェクトの実施における技術的な支援に使用されている。 ・2020 年に公表された 2019 年度会計報告によれば、2019 年の同機関の収入は 527,402 千米ドルであり、支出は 420,890 千米ドルである。収入は、国連女性機関設立以降初めて5億米ドルを超え、前年度比 30%増となったとしている。また、これら増額は主に拠出金の増加によるものとされている。民間企業、財団、国連女性機関の各国内委員会からの収入も前年比 31%増となったとしている。こうした傾向は、国連女性機関の役割や活動の重要性、ジェンダー平等に対する各国政府を含む国際社会全体の取組の活発化を意味するものと考えられる。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2(1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	

国連女性機関は、各種プログラムを実施する自らの能力を強化すべく、プロジェクト管理と運営能力の改善を図るための以下の措置を2020年以降実施し、取り組んでいる。 ① モニタリングの強化、モニタリングの管理手法の改善。 ② 組織内の人道支援チームによる運用サポートや技術サポートの強化、定期的なドナー国への情報共有。 ③ プロジェクト実施要員の採用プロセスの短縮化。特に日本が拠出する1年間のプロジェクトを実施するにあたっては、人材確保に要する時間を通常より半分以上に短縮した。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
2017年12月に事務次長の上級顧問の性的不適切疑惑が起きたが、2018年9月に当該上級顧問に対して解職措置を講じている。
3-2 (3) 上記3-2 (1)及び3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
国連女性機関との間で過去2回実施した政策協議の場において、日本からプロジェクトの執行管理の徹底を指摘。具体的には、補正予算で実施している各種プロジェクトの残余金の早期返還、完了報告書、最終報告書及び財務報告書の迅速な提出を求めた結果、現在は概ね適切なタイミングで各種報告書が提出されている。 さらに、日本は、毎年3回開催される執行理事会において、地域・国ごとの事務所におけるプログラム実施能力の向上の必要性について機会を捉えて指摘。また、非公式協議の場において断続的に、国連女性機関における効果的な資源配分、プログラム実施能力の向上、資金調達の改善について働きかけてきた。これに対して、3-2 (1)のとおり、国連女性機関側が留意し、努力していることは評価できる。 また、2020年11月に実施した政策対話以降、未提出であった各種報告書提出を含め、実施状況報告が適切なタイミングでなされ、モニタリングも随時実施されていることも高く評価できる。 さらに、毎年公表される年次報告書は、日本事務所が設置された2015年以降、毎年日本語でも公表されるようになっており、ドナー国である日本への情報共有は適切になされていると評価できる。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
7	8	11	8.67	17	8.33	516
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
8	11	17	12	11	-1	523
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	

0	0	0	0	0	0
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
・日本側からは、第1回日・国連女性機関政策協議(2019 年)及び第2回日・国連女性機関政策協議(2020 年)において邦人職員の増強につき、国連女性機関側に働きかけてきている。また、2016 年から 2020 年までの間にハイレベル及び事務レベルから、国連女性機関側に働きかけを 15 回行ったほか、意見交換を6回行っている。 ・2019 年にムランボ＝ヌカカ国連女性機関事務局長来日の際に外務省人事センター及び国連女性機関が共催でキャリアセミナーを実施した。 ・上記1-4に記載したとおり、2017 年から3年間で全国各地の 70 校の高校、7大学において 1,700 名以上を対象としたジェンダー平等に関するワークショップ等を実施したほか、上智大学、東京大学、一橋大学、ICU、名古屋大学等で女性のエンパワーメントの観点からの国際協力やキャリア構築に関するイベントを開催しているが、その際、国連女性機関日本事務所側から同機関の活動や同機関への就職の道筋等についても、経験談を交えて紹介してきている。また、学生就活セミナーにおいて同機関の石川雅恵日本事務所長が登壇し、同機関の魅力と就職方法につき紹介している。 ・国連女性機関日本事務所のホームページには、同機関で活躍する日本人についての特集記事を随時掲載しており、同機関での仕事の内容、やりがい、同機関への就職を目指す日本人に対する助言等を中心に、これまで8名の紹介を行っている。 ・石川雅恵国連女性機関日本事務所長は、様々なメディアや講演会を通じて UN Women の活動について発信してきているが、こうした活動をきっかけに同事務所にインターンとして勤務するに至った者もこれまでに複数存在しており、今後同機関での日本人職員増強の潜在的可能性の蓄積に繋がってきていると評価できる。					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					